

第 5 6 号議案

令和 2 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の
規定により、令和 2 年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 2 年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	5,880,601,354	3,091,161,721	694,726,149
議会の議決による処分額	402,367,532	0	△402,367,532
資本金への組入れ	402,367,532	0	△402,367,532
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 7 条による処分額	0	0	△292,358,617
減債積立金の積立て	0	0	△292,358,617
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	6,282,968,886	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和 2 年度 亀岡市 下水道事業 会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 2 年度 亀岡市
下水道事業 会計未処分利益剰余金 6 9 4 , 7 2 6 , 1 4 9 円のうち
4 0 2 , 3 6 7 , 5 3 2 円を資本金に組み入れること。

令和 2 年度 亀岡市 下水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	5,880,601,354	3,091,161,721	694,726,149
議会の議決による処分額	402,367,532	0	△402,367,532
資本金への組入れ	402,367,532	0	△402,367,532
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 7 条による処分額	0	0	△292,358,617
減債積立金の積立て	0	0	△292,358,617
亀岡市上下水道事業の設置等に関する 条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	6,282,968,886	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0